

富津市結婚新生活支援事業

結婚して新生活を始める新婚世帯を応援します

申請受付期間 : 令和7年4月1日(火) から 令和8年3月31日(火) まで

補助金額

1世帯当たり **70万円** を上限に補助します！

対象となる世帯

次の①から⑨すべてに該当する世帯

①令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦。

②婚姻日における年齢が夫婦とも49歳以下であること。

③夫婦の所得の合計が500万円未満であること。

※貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除します。

④入居対象となる住居が富津市内にあり、住民登録を有し、2年以上継続して富津市に居住すること。

⑤他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

⑥過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

⑦申請時において市税の滞納がないこと。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。

⑨子ども家庭庁及び本市による事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

対象となる経費

①住居費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

婚姻に伴い住居を取得、賃借、リフォームする際に生じた費用

(住居の取得費・賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料、リフォーム費用)

②引越費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用

①の住居へ引越しする際に要した費用 (引越業者または運送業者に支払った経費に限る)

※ 住居や引越のための費用でも補助の対象とならない経費もあります。詳細はお問い合わせください。



【問合せ先】

富津市役所 市民部 市民課 富津市 HP <https://www.city.futtsu.lg.jp/0000006538.html>
TEL : 0439-80-1252 FAX : 0439-80-1394 E-mail : mb013@city.futtsu.chiba.jp